

○総務省告示第百七十五号

経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第十条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県のうち、同表の中欄に掲げる市町村について、令和六年経済センサス基礎調査（甲調査に限る。）における調査を行う期間を、同表の下欄に掲げるとおりとし、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和六年五月三十一日

総務大臣 松本 剛明

都道府県名	市町村名	調査を行う期間
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 志賀町 中 能登町 穴水町 能登町	令和六年五月一日から十月三十一日まで